

令和4年度 第3回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和4年6月10日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前11時30分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員									
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 合意解約申出について 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農用地利用配分計画案について 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局 (局長)	令和4年度第3回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。							

2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)
3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、5番の小林委員と6番の田中委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年5月13日から6月9日までの行事等についてです。まず5月13日ですが、令和4年度第2回農業委員会定例会を開催しました。同日に、令和3年度第12回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。27日に、令和4年度第1回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。6月2日には、新規就農施策担当者会議が倉吉市で開催されました。そしてこの1か月間で、利用権設定等申出書を19件、農地法第3条の規定による許可申請書を1件、合意解約申出書を2件、非農地証明書を2件、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を2件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。
事務局	報告第2号、合意解約申出についてです。 1件目の届出に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿が畑・現況が宅地、面積は241㎡です。賃貸人は長野県松本市の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇です。解約の理由は、耕作不適のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期は、いずれも令和4年5月20日です。	

会 長 担当委員から、何かありますか。

盛田委員 特にありません。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 次の合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局 2件目の届出に係る農地は大字香田の田2筆で、2筆の合計面積が2,245㎡です。賃貸人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字浅井の〇〇〇〇です。解約の理由は、賃借人の変更のためとしております。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期は、いずれも令和4年5月13日です。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

職務代理 解約の理由に、賃借人の変更とありますが、後から耕作する人が出るのですか。

事務局 今回、利用権設定等申出の審議案件にありますけれども、農地中間管理機構が借り受ける予定としております。実際の耕作者は、〇〇〇〇の予定です。

会 長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1件目の届出に係る農地は大字赤松の田2筆と畑2筆で、4筆の合計面積は5,639㎡です。権利を取得しましたのは鳥取市の〇〇〇〇です。権利を取得した日は令和4年3月25日、権利を

取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会による斡旋等の希望はされないようです。

会 長 担当委員から、何かありますか。

職務代理 特にありませんが、この4筆だけでしたか。

事務局 若桜町内は、この4筆だけでした。これら以外は、非農地あるいは町外の農地です。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 次の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局 2件目の届出に係る農地は大字岸野の畑2筆で、2筆の合計面積は48㎡です。権利を取得した人は、鳥取市の〇〇〇〇です。権利を取得した日は令和3年12月19日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会による斡旋等の希望はされないようです。

会 長 担当委員から、何かありますか。

藪田委員 特にないです。国道沿いでも把握できないような小さい農地です。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

5. 付議事項

会 長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は1,026㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は畑で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

2件目の申請に係る農地は、こちらも大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は1,576㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は畑で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

3件目の申請に係る農地は、こちらも大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は1,518㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は畑で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

4件目の申請に係る農地は、こちらも大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は1,458㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は畑で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

5件目の申請に係る農地は、こちらも大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は1,269㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は畑で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

6件目の申請に係る農地は、こちらも大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は1,458㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は畑で、設定期間は10年、

貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

7件目の申請に係る農地は、こちらも大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は1,233㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇さん、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は畑で、設定期間は10年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員 以前も若桜町の法人が耕作されていましたが、今後は農地中間管理機構経由で若桜町の法人に貸すということです。特に問題はないと思います。

会 長 すべてえごまを耕作するのですか。

小林委員 全部えごまを作る予定です。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、お願いします。

事務局 8件目の申請に係る農地は大字来見野の田2筆で、2筆の合計面積は660㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域外、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字諸鹿の〇〇〇〇です。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理

継続ですし、特に問題ありません。既にえごまの苗を植えてあります。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

9 件目の申請に係る農地は大字香田の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 1 1 2 m²です。設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字香田の〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

1 0 件目の申請に係る農地は大字香田の田 2 筆で、2 筆の合計面積は 1, 8 3 1 m²です。農振区分は 2 筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇です。利用目的は畑で、設定期間は 3 年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

1 1 件目の申請に係る農地は大字香田の田 2 筆で、2 筆の合計面積は 2, 2 4 5 m²です。農振区分は 2 筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

1 2 件目の申請に係る農地は大字香田の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 3 3 8 m²、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字浅井の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種

別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

小林委員 10件目ですけれども、前回までは〇〇〇〇が借りておられたのですが、今年から借受人がえごまを作るということを確認しました。また、合意解約があったのが11件目で、そこを耕作させてもらうこととなります。特に問題はないと思います。

会 長 これらの件について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員 11件目は、なぜ最初と名義が違うのですか。

小林委員 以前は〇〇〇〇で設定されたのですが、〇〇〇〇が息子さんに名義を変えたいという話をされました。

伊井野委員 相続ではなく、生前贈与ということですか。

事務局 現在も〇〇〇〇の名義になっておりますが、〇〇〇〇は既に亡くなっておりますので、生前贈与には該当しません。前回の設定では〇〇〇〇を相続人代表として設定していたということでしたけれども、今後は相続人代表を〇〇〇〇に変えるということでした。

会 長 ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは、申請どおり決定します。

会 長

次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

13件目の申請に係る農地は大字長砂の田2筆で、2筆の合計面積は1,416㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

14件目の申請に係る農地は大字長砂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,439㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

15件目の申請に係る農地は大字長砂の田1筆と大字湯原の田1筆で、2筆の合計面積は3,873㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥根県松江市の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

16件目の申請に係る農地は大字長砂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,284㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

17件目の申請に係る農地は大字湯原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,071㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

18件目の申請に係る農地は、こちらも大字湯原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は758㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

19件目の申請に係る農地は大字湯原の田3筆で、3筆の合計面積は2,938㎡です。農振区

分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字菴米の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長

私の担当区域ですので、事前調査をしました。14件目は貸付人が〇〇〇〇となっていますけれども、登記名義人は既に亡くなっています。15件目の貸付人は〇〇〇〇ですけれども、今は松江市に住んでおります。13件目から18件目ですが、以前は〇〇〇〇が作っておられたのですが、これからは若桜町の法人が全部作るようになるようです。19件目の借受人が作られる田については、期限が近づいたことによる再設定ですので、今までどおり作ってもらうということです。

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

職務代理

大字長砂や大字香田がよく出てきています。若桜町の法人が菴米谷を耕作するということですか。

小林委員

必然的に集まってきているのですけれども、できても大字淵見までと思っています。それでも、奥にある機械が入らないような所は、とても受けられる状態ではないです。

会 長

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。

次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

20件目の申請に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,029㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸

借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員 以前は〇〇〇〇が作っておられたのですが、既に合意解約がなされております。その後は、若桜町の法人が受けてくださるということで、農地中間管理機構を通じて設定されるようです。水稲が既に植えられていますので、特に問題はないと思います。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
議案第2号、農用地利用配分計画案について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求めます。

農用地利用配分計画案に係る農地は大字高野、大字香田、大字長砂、大字湯原、大字岩屋堂の計20筆、合計面積は25,064㎡です。地目については、大字高野のみ登記簿・現況ともに畑で、大字高野以外は登記簿・現況ともに田です。権利の設定を受ける者は、若桜町の法人です。設定期間は3年、貸借種別ですが、賃貸借16筆、使用貸借4筆です。賃借料ですが、賃貸借の分はすべて〇〇〇〇円です。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

小林委員 農業農村担い手育成機構との契約期間が3年ですよね。一方で、地権者とは10年契約としてい

ますが、農業農村担い手育成機構と若桜町の法人は3年ごとに契約を更新していくということですか。

事務局

そういうことです。ちなみに、農地の貸借に関する確認事項という書類によりますと、地権者と農地中間管理機構との契約は10年ですけれども、農地中間管理機構と若桜町の法人との契約は3年としてありましたので、そちらに合わせました。

職務代理

この年数は、どこに決める権限があるのですか。若桜町の法人と農業農村担い手育成機構で決めればいいのですか。

事務局

この年数は、今回でいいますと農地中間管理機構と若桜町の法人の両方で決めていただくことになります。

小林委員

前回の案件も、それで決めています。今回も3年としておいて、次回からこの期間を変更してもいいかと思っています。

会 長

利用権設定の期間が10年になっているのですから、最初から10年にしたらいいのではないですか。一方が3年でもう一方が10年、それで3年ごとに更新することに支障はありませんか。

職務代理

3年経ってできなくなるかも分かりませんし。

事務局

そう言われると困るので、10年契約にしてもらいたいのではないかと思います。

職務代理

この案件は、農業委員会が承認することになるのですか。

事務局

農業委員会に意見を求めて、それで配分計画案を作り直しまして、農地中間管理機構に提出します。

職務代理

要するに、こうするほうがいいという意見を、農業委員会として出すわけですね。

事務局

はい、そういうことです。

会 長

ほかに意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

それでは、事務局はよろしく申し上げます。
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より申し上げます。

事務局

議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。
申請に係る農地は大字香田の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,167㎡、種別は第3条による有償移転、内容は売買です。譲渡人は鳥取市の〇〇〇〇、譲受人は若桜町大字菴米の〇〇〇〇です。賃借料等の額は〇〇〇〇円としております。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

小林委員

譲受人の息子さんに話を伺いました。譲受人の家は10年以上この圃場を借りて作っておられまして、今後この圃場を継続的に耕作されるということを聞きました。特に問題はないと思っています。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

茗荷推進委員

譲受人は、今まではどのような形で作っておられたのですか。

小林委員

今までは、利用権設定をせずと作っておられたのですが、それを今回、正式に買い取られるということです。

会 長

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。
議案第4号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1件目の申請に係る農地は大字高野の1筆。地目は登記簿が畑・現況が原野。農振区分が農用地区域外、都市計画区分は計画区域内、面積は392㎡です。所有者及び申請者は若桜町大字若桜の〇〇〇〇です。非農地の事由としましては、昭和60年月日不詳より原野となっているというものです。

2件目の申請に係る農地は大字高野の1筆。地目は登記簿が畑・現況が宅地。農振区分が農用地区域外、都市計画区分は計画区域内、面積は241㎡です。所有者及び申請者は長野県松本市の〇〇〇〇です。非農地の事由としましては、昭和60年月日不詳より住宅の一部として利用し宅地となっているというものです。

会 長

これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

現地を見に行きました。そして、話を伺ったのですけれども、2件目の所有者は町外に、1件目の所有者は町内に住んでおられます。それで、約10年前から2件目の所有者がこちらに何度も帰られて、見ていましたということです。現況の畑を見ますと、草ぼうぼうとなっております。畑は作られますかと聞いてみましたら、分からないとのこと。多分、畑であることが重荷にな

っていると思われます。だから地目を外したいとのことです。両者の気持ちを考えれば、承認してあげたいという想いです。現地を見ましても、畑に戻すのは困難と感じました。

茗荷推進委員

この申請の目的は、農地以外にしておけば所有権移転、売買が簡単にできるということですね。

盛田委員

申請書類を持ってこられたのは、行政書士の方ですよ。

事務局

はい、そうです。

職務代理

行政書士の方は、申請書類を提出する際に何か言っておられましたか、非農地証明された後の用途について。

事務局

特に何も言いませんでした。

盛田委員

おそらく行政書士の方が、2人の所有者が売りたいと考えておられるようでしたら、このような方法もありますと言ったものと思われます。仮に売れたとしても、耕作する方がほとんどいません、兼業農家はひと昔ほどいません。こういったことがこれから大問題になると思います。

職務代理

承認してもいいのではないですか、どう見ても非農地です。

事務局

これらは、農地として使えそうな状態ではないですね。

盛田委員

そうですね、農地として使えそうではないです。

会 長

このたびは非農地証明してくださいというもので、今更農地に戻せないで、非農地証明することについては問題ないです。

盛田委員 この件で、事務局をお願いしたいのは、仮に行政書士の方が来られて書類を提出する場合に、目的というのを聞いてみてください。そのほうが大変助かります。

事務局 そうさせていただきます。また、もう農地として使えないということであれば非農地のほうに働きかけていくというのも手なのかもしれません。現地等を見に行かれた時に、農地のままであれば非農地証明をといることを頭の片隅に置きながら聞き取りをしていただけたらと思います。基準としましては、20年放置されているという状況の確認をもって非農地化という流れが1番良いと思います。

会長 農業委員会としては、そこを非農地化することによって、次に売買され、売買された所に大きな建物を建てられる等、そういうことがないようにというのはあるかと思います。

事務局 とにかく、農地として守っていくべきかということベースに、そこを農地として見るかどうかですよね。もう農地として見なくていいのであれば、何かを建てられようがそこは除外してあげたほうがいいのではないかと思います。逆に、守らなければいけないというのであれば担い手を見つけなければいけないです。

盛田委員 その農地は誰が守るのですか。そこを作っていただけの方がおられたら、その方をお願いすればいいわけですが。しかし、誰も手を付けられない所は難しくなります。

事務局 やはり農業委員会あるいは町として、ここだけは絶対守るという区域を決めないと、統一的な基準にはならないだろうと思うと同時に、それをどう決めるかということも相談をしなければいけないと思っています。

茗荷推進委員 申請を受け付けるときに、行政書士の方によく聞いてみたらいいのではないですか。審査するのに必要なことは聞かなければいけないです。

6. その他	事務局	回答が聞けるかはまた別の話ですが、聞くようにはします。
	会長	その後は何をなさいますかということ聞いてみてもいいでしょう。ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。
	委員	(異議等なし)
	会長	それでは、申請どおり決定します。
	会長	<p>その他の事項です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事務局より、農地パトロールの概要の説明あり。次回定例会で、農地パトロールの班編成を決定する。 ●事務局より、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、県と協議中という報告あり。それに伴い、農業委員に活動記録をつけるよう依頼。 ●次回定例会以降に、農業委員会の視察研修について案を示す。 ●次回定例会は、7月13日(水)9:00～に決定。
	会長	以上で、令和4年度第3回の農業委員会定例会を終了します。